特記様式１　特定・指定建設作業 チェックリスト　　（工事名）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事件名 | 騒音の基準が適用される作業と音量 | | | | | | | 振動の基準が適用される作業と音量 | | | | | | |
| 騒音規制法 | | | | 東京都環境確保条例 | | | 振動規制法 | | | | 東京都環境確保条例 | | |
| 特定建設作業 | 音　量 | 作業 | 届出 | 指定建設作業 | 音　量 | 作業 | 特定建設作業 | 振動の大きさ | 作業 | 届出 | 指定建設作業 | 振動の大きさ | 作業 |
| くい打設作業 | 杭打ち機（もんけんを除く）、杭抜き機又は杭打ち杭抜き機（圧入式杭打ち杭抜き機を除く）を使用する作業（杭打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く） | 敷地境界線における音量 dB(A)  **８５**  dB | □　有  □　無 | □　済 | 穿孔機を使用する杭打設作業 | 敷地境界線における音量dB(A)  **８０**  dB | □　有  □　無 | 杭打ち機（もんけん及び圧入式杭打ち機を除く）、杭抜き機（油圧式杭抜き機を除く）又は杭打ち杭抜き機（圧入式杭打ち杭抜き機を除く）を使用する作業 | 敷地境界線における音量 dB(A)  **７５**  dB | □　有  □　無 | □　済 | 圧入式杭打ち機、油圧式杭抜き機を使用する作業又は穿孔機を使用する杭打設作業 | 敷地境界線における音量 dB(A)  **７０**  dB | □　有  □　無 |
| びょう打等作業 | びょう打機を使用する作業 | □　有  □　無 | □　済 | インパクトレンチを使用  する作業 | □　有  □　無 |  | □　有  □　無 | □　済 |  | □　有  □　無 |
| 破砕作業 | さく岩機を使用する作業（※1） | □　有  □　無 | □　済 | コンクリートカッターを使用する作業（※1） | □　有  □　無 | ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（※1） | □　有  □　無 | □　済 | ブレーカー(手持式のものを除く)以外のさく岩機を使用する作業（※1） | □　有  □　無 |
| 掘削作業 | バックホー（定格出力80kw以上）、トラクターショベル（定格出力70kw以上）、ブルドーザー（定格出力40kw以上）を使用する作業  （H9.10.1. より適用） | □　有  □　無 | □　済 | ブルドーザー（定格出力40kw未満）、パワーショベル、バックホー（定格出力80kw未満）その他これらに類する掘削機械を使用する作業（※1）  (H9.10.1. より適用) | □　有  □　無 |  | □　有  □　無 | □　済 | ブルドーザー（定格出力40kw未満）、パワーショベル、バックホー（定格出力80kw未満）その他これらに類する掘削機械を使用する作業（※1）  (H9.10.1. より適用) | □　有  □　無 |
| 空気圧縮機を  使用する作業 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） | □　有  □　無 | □　済 |  | □　有  □　無 |  | □　有  □　無 | □　済 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） | **６５**  dB | □　有  □　無 |
| 締固め作業 |  | □　有  □　無 | □　済 | 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業  （※1） | □　有  □　無 |  | □　有  □　無 | □　済 | 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業  （※1） | **７０**  dB | □　有  □　無 |
| コンクリートプラント等コンクリート搬入作業 | ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ（混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る）又はｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄ（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄを設けて行う作業を除く） | □　有  □　無 | □　済 | コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 | □　有  □　無 |  | □　有  □　無 | □　済 |  |  | □　有  □　無 |
| はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 |  | □　有  □　無 | □　済 | 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く） | □　有  □　無 |  | □　有  □　無 | □　済 |  | □　有  □　無 |
| 建物の解体・  破壊作業 |  | □　有  □　無 | □　済 | 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 （※2） | **８５**  dB | □　有  □　無 |  | □　有  □　無 | □　済 | 動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 （※2） | **７５**  dB | □　有  □　無 |

□内にチェック印を入れてください。

（特定建設作業等参考資料）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事件名 | 作業時間 | | 1日における延作業時間 | | 同一場所における連続作業時間 | | 日曜・休日における作業 | |
| 1号区域  （ 注2(1) ） | 2号区域  （ 注2(2) ） | 1号区域  （ 注2(1) ） | 2号区域  （ 注2(2) ） | 1号区域  （ 注2(1) ） | 2号区域  （ 注2(2) ） | 1号区域  （ 注2(1) ） | 2号区域  （ 注2(2) ） |
| くい打設作業 | 〔午前７時から午後９時（※３）  コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業〕  午前７時～午後７時 | 〔午前６時から午後11時（※３）  コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業〕  午前６時～午後10時 | 10　時　間　以　内 | 14　時　間　以　内 | ６　日　以　内 | | 禁　　　　止 | |
| びょう打等作業 |
| 破砕作業 |
| 掘削作業 |
| 空気圧縮機を  使用する作業 |
| 締固め作業 |
| コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業 |
| はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 |
| 建物の解体・  破壊作業 |
| 作業時間等の  適用除外項目 | イ・ロ・ハ・ニ | | イ・ロ | | | | イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ | |

|  |  |
| --- | --- |
| 作業時間等の  適用除外項目 | イ　災害その他非常事態緊急作業  ロ　生命、身体危険防止作業  ハ　鉄軌道正常運行確保  ニ　道路法による道路専用許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間（休日）指定の場合  ホ　変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合  ヘ　商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合（指定建設作業のみ） |

（注）1 ※1　作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2　作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

※3　道路交通法に規程する交通規制が行われている場合。

2 (1)　　1号区域・・・・・・・・工業地域以外に用途地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

（工業専用地域については、適用除外地区）

(2)　　2号区域・・・・・・・・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。

3　この基準は、作業を開始した日に終る建設作業には適用しない。